

# 尾張自然観察会 規約

(名称と事務所)

第1条 本会は、尾張自然観察会と称し、所在地は会計宅とする。

(目的)

第2条 本会は、自然観察会等の事業を通じて、自然に親しみ、自然に学び、より良い自然環境を自ら選択していこうとする人々を育成し、それを以って自然と人間社会との調和を図り、あるいは調和を回復することに貢献することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、第2条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 様々な形の自然観察会の開催
- (2) 自然に関する調査研究
- (3) 指導の手法やより効果的な普及方法の開発研究事業
- (4) 自然観察指導員の育成及びその資質向上のための研修会等の開催
- (5) 会員相互ならびに愛知県自然観察指導員連絡協議会などの外部の組織との連携・協調に関する事業
- (6) 自然環境の保全に関して、県や市町村への働きかけや提言に関する事業
- (7) その他本会の目的を達成するための事業

(会員)

第4条 本会の目的に賛同して入会したすべての人、団体をもって会員とする。ただし、会員が会の趣旨に反した行動をとって改めない場合で、役員会で会員資格の継続困難と判定した者は、本会の会員資格を失うものとする。(協議会尾張支部所属の人は除く)

2 会員は本会の各年度の事業計画で定める定例自然観察会の一つに登録しなければならない。

(役員の種類及び定数)

第5条 本会に、自然観察指導員を主たるメンバーとして次の役員を置く。

- (1) 会長1人
- (2) 副会長1人
- (3) 会計1人
- (4) 事務局担当1人
- (5) 監事1人

2 必要に応じてその他の役員を置くことができる。

(役員を選任)

第6条 役員、監事は総会で選任する。

(会議の開催)

第7条 通常総会は、毎年1回、1月に開催する。

2 総会の運営 会長またはその委任を受けた者が議長となり、出席者の過半数で決する。

3 議決事項 次の事業は総会の承認を得なければならない。

- (1) 各年度の事業実績及び収支決算
- (2) 各年度の事業計画及び収支予算
- (3) 会費の額の変更のほか、規約・組織・制度・ルールなどの変更
- (4) 役員を選任

4 役員会で必要と認めた場合、臨時総会を開催することができる。

(役員任期)

第8条 役員任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

(事業及び会計年度)

第9条 本会の事業年度及び会計年度は、毎年1月1日から12月31日までの1年とする。

(会計)

第10条 本会の収入は、会費、受託金、寄付金、利子及び雑収入とする。

2 本会の会計は、一般会計のほか、特別会計を置くことができる。

3 金銭収支以外に、本会の財産である用具・器具類は、財産目録に記載し、決算報告の際に同時に報告する。

(規約の改正)

第11条 本規約は、総会の決議により改正することができる。その決議には、出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。

(付則)

1 この規約は平成24年1月9日から施行する。

2 第10条第1項の規定は平成24年度から施行する。

(付則)

第1条の規定は平成30年度から適用する。

(付則) 令和5年1月9日改正

第10条第1項第1号の規定は令和5年度から適用する。

(付則) 令和6年1月8日改正

第4条第1項及び第2項並びに第10条第1項の規定は令和6年度から適用する。